

国民健康保険税の税率等を改正

6月定例会
議案

6月市議会定例会は、6月10日から22日までの13日間の会期で開き、議案9件と農業委員会委員の推薦を審議しました。

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正など、主な内容をお知らせします。

条例の改正

●市職員の病気休暇制度の改正 (第36号議案)

国の病気休暇制度改正に伴い、条例を一部改正し関係規定を整理しました。制度の改正内容は、当初の病気とは明らかに異なる病気で療養する必要がある等の特別な場合を除き、その期間の上限を90日とし、結核性疾患による病気休暇の特例を廃止します。また、8日以上の病気休暇を使用した職員が復帰後20日に達するまでに再び病気休暇を取得した場合は期間が連続しているときみなすものです。

●総務委員会での主な質疑 問 今まで、結核性疾患の

23年中に損失を受けた場合、

病気休暇の上限が特例として1年となっていたが、これを廃止しても問題がないか。

答 近年は結核性疾患も長期の療養を必要としないことから、国において特例期間が削除されたものです。

●市職員の育児休業の取得 (第37号議案)

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、一定の要件を満たす一般職の非常勤職員の育児休業等の取得を可能とするものです。

●東日本大震災に係る税額控除の特例 (第38号議案)

所有する資産などが平成23年中に損失を受けた場合、

平成23年中に生じた損失金額として、平成24年度の個人の市県民税の雑損控除の適用を受けることになりませんが、東日本大震災で損失を受けた場合には、特例として納税義務者が適用を受ける時期を選択することで平成22年中に生じた損失金額として、平成23年度の雑損控除の適用が受けられるとするものです。

また、住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていた住宅が東日本大震災で住むことができなくなった場合でも残りの控除対象期間に住宅借入金があるときは、引き続き控除の適用を受けられるとするものです。

雑損控除の対象者は、平成23年度の市民税納税義務者で平成23年1月1日現在、蒲郡市に居住し、1月2日以降に被災地に転出し、住宅家財等に被害を受けられた方となります。

住宅借入金等特別税額控除の対象者は、被災地に住んでいて被災され、蒲郡市に避難された方が、平成25年度以降、控除を適用する住宅がなくても残りの期間、

借入金があれば適用が受けられます。

●交通安全条例の改正 (第39号議案)

平成22年は、当市の交通事故死者数は4名で、そのうち3名が高齢者であり、また、高齢者が加害者となる事故も増加傾向にあります。高齢者を交通事故から守るために所要の改正を行います。

あわせて、市、市民及び事業者が一体となって飲酒運転根絶のため必要な措置を講じ、飲酒運転のない安全安心な市民生活を実現させるために所要の改正を行うものです。

●国民健康保険税の税率等の改正 (第40号議案)

地方税法施行令の改正に伴い、課税限度額を引き上げます。基礎課税額（医療分）は、現行の50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額（支援分）は、13万円から14万円に、介護納付金課税額（介護分）は10万円から12万円にそれぞれ

10日	本会議 〔会期の決定、 諸般の報告、 議案説明、 一般質問など〕
13日	本会議〔一般質問〕
14日	本会議〔一般質問〕
16日	総務委員会
17日	経済委員会
20日	文教委員会
22日	本会議 〔委員長報告、 質疑、討論、 採決など〕